

〔平 20.7.22〕
〔企画 25－7〕

経済財政改革の基本方針 2008 について

〔平成 20 年 6 月 27 日〕
〔閣 議 決 定〕

経済財政改革の基本方針 2008 を別紙のとおり定める。

経済財政改革の基本方針 2008

～開かれた国、全員参加の成長、環境との共生～

平成 20 年 6 月 27 日

経済財政改革の基本方針 2008

(目次)

<u>第1章 日本経済の課題と改革の視点</u>	1
<u>第2章 成長力の強化</u>	4
1. 経済成長戦略 5	
Ⅰ 全員参加経済戦略 5	
Ⅱ グローバル戦略 7	
Ⅲ 革新的技術創造戦略 10	
2. 地域活性化 11	
(1) 地方再生 11	
(2) 農林水産業 13	
(3) 中小企業 14	
<u>第3章 低炭素社会の構築</u>	15
1. 低炭素社会構築のための行動計画 15	
2. 持続可能なライフスタイル 17	
<u>第4章 国民本位の行財政改革</u>	18
1. 国民本位の行財政への転換 18	
(1) 地方分権改革 18	
(2) 生活者重視の行政システム（消費者行政、規制改革） 19	
(3) 政府機能見直しプログラム～ムダ・ゼロの実現～ 19	
2. 道路特定財源の一般財源化 21	
3. 歳出・歳入一体改革の推進 21	
4. 税体系の抜本的な改革に向けて（税制改革の重点事項） 23	
<u>第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築</u>	24
1. 国民生活を支える社会保障制度の在り方等 24	
2. 未来を切り拓く教育 26	
3. 良好な治安と災害に強い社会の実現等 27	
4. 資源・エネルギーの安定供給 28	
5. 食料の安定供給と食の安全の確保 29	
<u>第6章 平成21年度予算の基本的考え方</u>	29
1. 今後の経済動向と当面の経済財政運営の考え方 29	
2. 平成21年度予算の方向 30	
(別紙) 成長戦略実行プログラム	31
(別表) 2010年に向けたEPA工程表	38

第1章 日本経済の課題と改革の視点

～平成の開国、生活者・消費者重視の政策、未来への責任～

(日本経済の課題)

今、世界経済は極めて速いスピードで変化しつつある。日本経済は、バブル崩壊後の長い低迷から脱して新たなステージに入っているが、世界経済の変化に即応して成長する仕組みはいまだ出来上がっていない。また、都市と地方の格差拡大や非正規雇用の増大などの問題も生じている。さらに、原油価格や食料価格の高騰により、国民の生活への不安が広がっている。

現在の課題は、第一に、包括的な成長戦略によって、世界の中で生き生きと活躍する日本経済の姿をつくることである。国内においては、既に人口減少が現実のものになっている。人口減少を克服して成長を続けるという大きな挑戦が始まったのである。

第二は、地球環境と両立する経済の姿をつくることである。これは、経済の「質」を転換させることでもある。環境・エネルギー技術を発揮し、世界に先駆けて低炭素型の経済や生活を実現する、すなわち「環境力」を獲得することは、国際競争力を強化し、新しい需要・雇用・所得を生み出すものである。そして、これは、資源不足と戦ってきた我が国だからこそ成し遂げられることである。

第三は、生活の根底を支えるセーフティネット（安全網）を全面的に点検し直し、透き間のない社会保障制度をつくることである。我が国は、人生90年という長寿を実現させた。少子高齢化が進む中で、少子化を克服する努力はもとより、こうした長寿を社会全体で尊び、現在の高齢者だけでなく将来の高齢者についても、安心して一生を託せる社会保障制度となるよう、国民全体で議論を行う必要がある。

第四の課題は、政策全般にわたって、政策の受け手の立場に立って取り組むこと、すなわち、生活者・消費者が主役の政府をつくることである。消費者の立場が尊重される経済社会を構築することが、上記3つの課題を克服するためにも不可欠の要件である。

(世界に開かれた経済システムの構築)

1990年代以降、世界経済のグローバル化が急速に進展し、商品、サービスはもちろん、資金、人材、情報が、国境を越えて大きく移動するようになった。このような構造変化への対応は、各国経済にとって大きな挑戦であった。しかし、先進国のみならず体制移行国や発展途上国も含め、各国は経済構造を変革し、世界経済のダイナミズムを積極的に取り込むことにより、新しい経済成長軌道への転換を果たしている。

日本経済も、これまでグローバル化を進め、そのメリットをいかして成長を遂げてきた。世界への輸出を拡大するとともに、直接投資を通じて海外で生産・営業拠点を築き、海外駐在員・留学生も多数派遣してきた。しかし、これだけではグローバル化

のメリットの半分しか享受したことにならない。

これからは、「海外に出る国際化」だけでなく、「迎え入れる国際化」によるメリットを享受しなければならない。海外から新しい発想や最先端の技術、高度な人材を受け入れ、活力を海外から吸収することは、高齢化・人口減少が進む日本にとって大きなプラスである。成長するアジア、成長する世界のエネルギーを受け入れ、ともに成長する経済の仕組みをつくることで、国内の企業や人材、資金も活性化し、能力を最大限に発揮することになる。

そのためには、日本経済がこれまで培ってきた「強み」を、グローバル経済の中でいかしていくことが大切である。教育水準の高さやチームプレーを得意とする人材力、家計金融資産を背景にした資金力、製造業や環境・エネルギーの技術力は、グローバル化によって日本経済が大きく飛躍するための跳躍台となろう。さらに、資源や食料価格の高騰はリスクでもあるが、その一方で攻めの対応によって価格競争力の復活の好機にもなる。

また、日本経済は、世界に先んじて高齢化・人口減少を経験しつつある。これは、社会、経済、財政に広範な影響を及ぼす大きな構造変化である。この構造変化と向き合い、人口減少下でも新たな需要創出により成長を持続し、高い生活の質を実現する経済社会のモデルをつくることできれば、世界への大きな貢献である。そのためには、グローバル経済とともに生き、新しい経済成長のメカニズムを起動させなければならない。

（政策の受け手の立場に立った制度改革）

経済成長を持続する中で、国民が豊かさを実感し、安心して生活するためには、国民生活にかかわる様々な制度を生活者・消費者の視点で総点検することが重要である。人は、労働者や消費者や納税者などいくつかの側面を持つが、それぞれの視点で見ると、取り組むべき課題が鮮明になってくる。

第一に、働き手であり、稼ぎ手の立場からは、意欲あるすべての人に、働く場と職業能力を開発する機会が与えられること、また、公正に能力が評価され、所得が分配されることが重要である。

第二に、生活者全体の立場としては、安心して子どもを産み育て、将来の生活を希望を持って展望できることが重要である。そのためには、いざというときにしっかりと支えるセーフティネットと、老後も安心できる社会保障制度が用意されていることが重要である。また、生活の場として活力と信頼感のある地域社会がつくられなくてはならない。

第三に、消費者の立場からは、ニーズに合致した新たな商品やサービスが提供され、質についての信頼や安心が保障されていること、選択のための情報が十分に提供されていることが重要である。そのためには、規制や仕組みが改革されることも必要である。

第四に、納税者の立場からは、税金が無駄なく効率的に、必要な分野に絞って利用されることが重要である。そのためには、民間にゆだねるべき分野は民間にゆだねられなくてはならない。また、公正に、効率的に徴税がなされ、税金の使われ方も透明であることが重要である。

このように、それぞれの立場で異なる政策へのニーズがあり、取り組むべき課題も異なってくる。それぞれにどのように優先順位を置いて取り組むかはまさに政策の選択の問題だが、いずれにしても、今、様々な困難に直面している人の状況をしっかりと受け止め、適切に対応するためには、徹底して政策の受け手の立場に立って政策を立案・実行することが何より重要である。

(未来への責任)

以上のような改革の取組を考えると、重要な点は、日本経済だけ、現在の世代だけを切り離して、孤立的に考えてはならないということである。現在の日本経済がグローバル経済の中にあり、それと密接不可分の関係にあるのと同様に、現在の世代が行う政策選択の内容は、未来の世代の置かれる環境に大きく影響を及ぼす。

特に、社会保障や財政の分野では、このことが重要である。現在から収支の改善に取り組めば、その分だけ未来世代の負担が軽減されるが、その努力を回避すれば、我々は未来世代に過度に依存することになる。少子高齢化が進む我が国では特に、未来世代に責任を果たせる政策の選択が重要である。

同様のことは、地球温暖化問題についても言える。今何もしなければ、地球温暖化の影響は時間とともに着実に蓄積され、未来の世代に劣悪な地球環境を残すことになる。親の世代が我々のことを心配したように、我々は子や孫の世代のことを心配する責任がある。

以上を踏まえ、「基本方針 2008」は、日本経済の成長力を強化するとともに、豊かで安心できる国民生活を実現するための、経済財政改革の道筋を示すことを役割とする。

第2章 成長力の強化

(なぜ成長力の強化が重要か)

我が国の経済規模は過去十年来伸び悩み、一人当たり国民所得の国際的な順位も大きく低下している。さらに、少子高齢化と人口減少の同時進行、新興国のキャッチアップ、経済と環境の両立など、難しい課題にも直面している。

人口減少社会は、持続的な成長なくして乗り切れない。現在の閉そく感を打ち破り、日本の活力を創造しなければならない。確固たる成長軌道に乗るため、いかしきれていない日本の強みを覚せいし、新たな発想で内需を拡大する。また、難しい課題にも「攻め」の姿勢で臨み、社会システムを変革し、技術を革新し続けることが必要である。

具体的には、グローバル化をいかすことで新たな活力を海外から取り込んで成長する。また、我が国の人材力、技術力、資金力、文化力などの強みをいかして、環境、安全・安心等に対する潜在的ニーズを突破口とする新たな需要を創出するとともに、国際競争力を強化することにより、成長をけん引する。さらに、すべての人材の能力を最大限に引き出すとともに、地域の活性化によって地域の雇用と活力を増やすことで成長する。

(新たな発想－「つながり力」と「環境力」)

日本が本来持っていた「つながり力」と「環境力」¹を新たな発想として取り入れ、現在の厳しい状況を抜け出し、成長を持続していく。

「つながり力」と「環境力」をいかして、海外との連携、特に内に迎え入れる国際化を強化し、すべての人が能力を発揮できる社会、我が国の強みを発揮していく経済を構築していく。

(成長力強化に向けた包括的な取組)

このため、3つの戦略(全員参加経済戦略、グローバル戦略、革新的技術創造戦略)から成る経済成長戦略を実行する。また、地域の活性化のための総合的な施策を実行する。

なお、これらの取組は、改定された「経済成長戦略大綱」の推進等、これまで行ってきた成長力強化のための政策²の推進・加速と一体となって実行される。

¹ 「つながり力」とは、それぞれの主体が自立し、強みを発揮しながら連携することによって生ずる力のことをいう。「環境力」とは、環境に配慮するマインドの共有や、地球環境問題における先導的役割の遂行、低炭素社会構築等のための環境イノベーションの強化などを通じて発揮される力のことをいう。(「日本経済の進路と戦略－開かれた国、全員参加の成長、環境との共生－」(平成20年1月18日閣議決定))

² 「第3期科学技術基本計画」(平成18年3月28日閣議決定)、「成長力加速プログラム」(平成19年4月25日)、「アジア・ゲートウェイ構想」(平成19年5月16日)、「21世紀環境立国戦略」(平成19年6月1日閣議決定)、「長期戦略指針『イノベーション25』」(平成19年6月1日閣議決定)、「経済成長戦略大綱」(平成20年6月27日改定)、「観光立国推進基本計画」(平成19年6月29日閣議決定)、「成長力強化への早期実施策」(平成20年4月4日経済対策閣僚会議決定)等

1. 経済成長戦略

【改革のポイント】

1. 経済成長戦略の目標

①世界とともに発展するオープンな国（世界に誇れる魅力ある国）、②人生90年時代を安心して生活できる国（質の高い労働、質の高い暮らし）、③人口減少下でも経済成長を持続する国（人口減少の克服）、を実現する。

戦略の実行によって、今後10年間程度の間、人口減少下にあっても、実質2%以上の経済成長が視野に入ることが期待される。

2. 今後3年間の「戦略実行重点期間」の設定

これから4年後には、団塊世代が65歳の年金受給年齢に到達するほか、この間に新興国の成長は更に進むと考えられる。平成20年度から3年間の重点期間として、迅速かつ集中的に施策を実施する。

3. 経済成長戦略の確実な実行

取組の責任主体、取組による成果、取組や成果の達成時期を明らかにした「成長戦略実行プログラム」（別紙）を定める。これに従って、経済財政諮問会議が中心となり、おおむね半年ごとにフォローアップし、進ちょくを検証する。

【具体的手段】

I 全員参加経済戦略

第一は、「つながり力」の発揮を中心とし、すべての人が成長を実感できるようにする「全員参加経済戦略」である。以下を主な柱とする。

① 新雇用戦略

働く意欲のあるすべての人々が年齢、性別や世帯の構成、就業形態にかかわらず能力を発揮する「全員参加の社会」を実現するため、個々のニーズに応じたきめ細やかな支援施策に政府を挙げて取り組み、2010年度までに、若者、女性、高齢者の220万人の雇用充実を目指す。

- ・今後3年間で、①若者について、ジョブ・カード制度の整備・充実、「フリーター等正規雇用化プラン」による100万人の正規雇用化、②女性（25～44歳）について、「新待機児童ゼロ作戦」（平成20年2月27日）の展開等による最大20万人の就業増、③高齢者（60～64歳）について、継続雇用の着実な推進等による100万人の就業増、を目指す。
- ・待機児童ゼロに向け、保育サービスの充実を目指し（2010年に保育サービス利用率を20.3%から26%へ）、その財源の在り方について、社会保障国民会議の議論も踏まえ、抜本的税制改革において検討する。保育サービスに係る規制改革については、子どもの福祉への配慮を前提に、利用者の立場に立って、平成20年内に結論を出す。
- ・「こども交付金」（仮称）の導入など、認定こども園に関する補助金の一本化

による「二重行政」の解消策を検討し、平成 20 年夏を目途に取りまとめ、平成 20 年度中に制度改革についての結論を得る。

- ・ 国・地方・労使を始めとする社会全体の取組により、「憲章」³及び「行動指針」⁴に掲げられた数値目標の達成を目指し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する。

② サービス産業・中小企業の生産性向上

米国の 6 割に満たない我が国の生産性水準は、成長力強化に当たっての基幹的な課題であり、特に多数の従業員が従事するサービス産業及び中小企業の生産性向上を阻害している要因を克服する施策を実施する。

- ・ 生産性向上の観点から重要な業種（注）について、関係省において、現場の事業者が将来展望を持って取り組めるように、きめ細やかな「業種別生産性向上プログラム」（平成 20 年 5 月 23 日）を実行する。

（注）IT（ソフトウェア・情報サービス）、通信・放送・コンテンツ、建設・住宅・不動産、宿泊・旅行、小売、食品製造、物流、人材ビジネス、研究開発サービス業等 9 業種のサービス産業

③ 生活直結型産業の発展

国民の潜在的ニーズが高い安全・安心、医療・健康や生活にかかわる産業は、今後の成長分野であるが、本格的な発展に至っていないことから、発展を阻害している要因を克服する取組を実施する。

- ・ 医療・健康支援、保育、介護・生活支援、教育、移動、コミュニティ・ビジネスなどの生活直結型産業について、①利用者の立場で規制を見直す、②IT等新技術の活用を徹底する、③団塊世代や女性の参画を進める、の 3 つの観点から市場の革新を進める。
- ・ 遠隔医療技術の活用を推進する。また、民間企業による「健康コールセンター」設置について検討し、平成 20 年度内に結論を得る。
- ・ 「200 年住宅」を始めとする住宅取得の支援、良質な賃貸住宅の供給を促進し、住宅需要の喚起を図る。あわせて、社会的資産としての住宅ストックの流動化を促進する。

④ 世界最先端の IT 国家化

世界最先端の IT 国家になるための取組が進められる中、現状を見ると、利用者の使い勝手が悪く、また、内部業務の効率化につながっていないという問題を抱えている。国民の利便性向上、企業のコスト削減、内部業務の効率化の 3 つの観点から、国民の立場に立った IT 化を政府において徹底し、国全体の IT 化につなげる。

- ・ 国民の立場に立った電子政府の実現等のため、IT 戦略本部において決定した「IT 政策ロードマップ」（平成 20 年 6 月 11 日）を着実に実施し、それを踏

³ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（平成 19 年 12 月 18 日）

⁴ 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成 19 年 12 月 18 日）

まえた「重点計画-2008」を早急に策定する。

- ・旅費等に係る業務のＩＴ高度化・業務手続の簡素化について、「アクションプラン」⁵に沿って、早急に目に見える形で改善成果を出す。
- ・「ＩＣＴ成長力強化プラン」（平成 20 年 5 月 23 日）に基づき、官民連携の下、地上デジタル放送等の情報通信基盤の整備及びその徹底活用を進め、2011 年までに経済社会・地域とＩＣＴの融合を目指す。
- ・2011 年までにＩＴによる製造業等各種産業の競争力強化、新産業創出、地域・中小企業のＩＴ化、グリーンＩＴ等つながり力の強化を実現する。
- ・情報セキュリティ向上に向け、平成 20 年度内に電子政府の企画・設計段階からの安全確保等「セキュア・ジャパン 2008」（平成 20 年 6 月 19 日）の施策や次期基本計画策定を実施する。

Ⅱ グローバル戦略

第二は、世界のダイナミズムを積極的に取り入れることで飛躍してきた国民性を最大限に発揮し、世界とともに成長することを目指す「グローバル戦略」である。「開かれた国づくり」の道を進む以外に、今後の経済成長はあり得ない。以下を主な柱とする。

① 世界に開かれた経済の構築

「開かれた国づくり」に向けた取組の中でも、特に、経済連携の加速、世界経済の成長の果実を国内の豊かさに結び付ける好循環の確立は重要であり、WTO交渉の年内妥結とともに、政府一体となって取組を進める。

- ・EPA締結国・地域を 2009 年初めまでに 12 以上とする目標に向けて取り組む。さらに、締結国との貿易額の全体に占める割合を 2010 年に 25%以上とすることを目指し、別表の 2010 年に向けた工程表を推進する。
- ・二国間投資協定について、実際のニーズにこたえて迅速かつ柔軟に交渉を進めていくとともに、相手国・地域をより戦略的な優先順位で検討していく。
- ・租税条約ネットワークの充実に向け今後とも着実に取り組む。
- ・我が国企業が強みをいかして海外市場で獲得する利益が過度に海外に留保され、競争力の源泉である研究開発や雇用等が国外流出しないよう、当該利益の国内還流に資する環境整備に取り組む。
- ・国際都市として人材や情報が集まる魅力ある都市づくりを目指す。
- ・日本経済の“開国”度を判定する指標を策定し、それによって成果を検証しながらグローバル化に対応していく。
- ・資源エネルギーの安全保障を実現すべく、首脳や閣僚が先頭に立ち、我が国の強みや産業協力、出融資、政府開発援助等を活用した戦略的な資源外交を展開する。

⁵ 「ＩＴを活用した内部管理業務の抜本的効率化に向けたアクションプラン」（平成 20 年 5 月 30 日）

② 開かれた経済のインフラ強化

i) 「空」の自由化（便利な空港、開かれた空路）

平成 20 年以内に航空自由化工程表を改定し、内外の利用者が便利になったと実感できる、世界に遅れをとらない「空」の自由化（便利な空港、開かれた空路）を集中的に進める。首都圏は、羽田を世界に開き、成田と一体的に 24 時間運用して、国際航空機能を高める。羽田からアジアの主要都市への路線を早期に実現する。

- ・ 2010 年の新滑走路等の供用開始当初に、羽田は昼間約 3 万回、深夜早朝約 3 万回（合計約 6 万回）、成田は約 2 万回の合計約 8 万回の国際定期便を実現する。2010 年以降の方向性については、羽田は、国内線需要に適切に対応しつつ、国内・国際双方の需要の伸びを勘案し、昼間は、羽田のアクセス利便性をいかにせる路線を中心に国際線の増加を推進し、深夜早朝は世界の主要都市への就航により、首都圏全体の国際航空機能の 24 時間化を実現する。
- ・ 首都圏全体で、2010 年以降、約 17 万回の発着枠の増枠により年間発着枠約 70 万回を実現し、さらに、あらゆる角度から可能な限りの空港容量拡大施策を検討する。
- ・ 関西国際空港・中部国際空港について、アジア各国との間で航空自由化を推進し、国際競争力の強化を行い、あわせて、24 時間化を促進する。

ii) 対日投資の拡大

対日投資を拡大し、日本を世界とともに成長する国としていく。このため、平成 20 年秋中に「対日直接投資加速プログラム」（平成 18 年 6 月 20 日）を改定し、フォローアップを行いながら、着実に進める。

- ・ M&A（買収のルール）の在り方を平成 20 年夏までに整理・明確化する。
- ・ 内外無差別原則の例外である外資規制の在り方について平成 20 年度内に包括的に検討を進める。
- ・ 医療機器の審査迅速化アクションプログラムを平成 20 年秋中に策定する。
- ・ 抜本的税制改革に併せた法人実効税率の在り方の検討等によるビジネスコストの低減等に取り組む。

③ 国際的な人材強化

i) 高度人材の受入れ拡大

経済成長のカギは人材であり、今、多くの国が高度人材を集めることにしのぎを削っている。我が国においても、能力に見合った高い処遇での人材誘致や、企業の幹部・基幹業務への登用を始め、より魅力的な雇用環境、生活環境の整備を早急に進め、高度人材の受入れを拡大する。

- ・ 世界から高度人材の受入れを拡大するため、産官学労で構成する「推進会議」を設置する。「推進会議」の場で、数値目標の設定や必要な施策について検討し、平成 20 年中に関係府省でアクションプログラムを策定する。

ii) 教育の国際化

開かれた国にする観点から、高度人材受入れとも連携させながら、留学生受

入力を拡大させる。若いうちから多国籍の留学生と学び、国際感覚を身に付ける教育を充実する。

- ・教育の大胆な国際化を進めるため、平成 20 年度中に、グローバル 30（国際化拠点大学 30）（仮称）を始めとする、留学生 30 万人計画を策定し、具体化を進める。
- ・留学生の就職支援、海外での情報提供・支援の一体的取組等を進め、2020 年を目途に留学生数を 30 万人とすることを目指す。
- ・英語教育を強化する。また、日本人高校生・大学生の海外留学を推進する。

④ 「アジア経済・環境共同体」構想の実現

アジア諸国や米国等との連携を進めつつ、我が国の強みをいかして環境と共生した経済発展に貢献するため、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）も活用し、「クリーンアジア・イニシアティブ」（平成 20 年 6 月 6 日）の推進等を通じて、「アジア経済・環境共同体」構想を実現する。

⑤ 国際競争力ある成長分野の創出

グローバル化の進展の中で世界との競争に打ち勝つため、資金面での好循環を形成するための環境整備や世界最先端の知財制度の整備を行う。食、ファッションなど内需型産業についても、メイドインジャパン戦略として、国際競争力ある成長分野を創出し、世界に向けて挑戦していく。

- ・金融・資本市場を強化し、世界の中での中核的な金融センターを目指す。「金融・資本市場競争力強化プラン」（平成 19 年 12 月 21 日）を着実に実行するとともに、「株式市場の厚み」や「老後の資産形成」に資する取組を検討する。
- ・「株式市場の厚み」と「老後の資産形成」の両方に資することから、企業型確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）の導入等について検討し、平成 20 年以内に結論を得る。
- ・公的年金基金の運用について、国民の立場に立って、幅広く検討を行う。
- ・平成 20 年 10 月の観光庁創設を機に、平成 22 年までにアジア等各国からの訪日外国人旅行者数を 1000 万人とするための誘致体制の強化など、観光立国の実現に向けて取り組む。
- ・港湾の 24 時間化等貿易手続改革プログラム⁶の着実な実施とともに、スーパー中枢港湾政策の推進や臨海部物流拠点の形成等により、港湾の国際競争力強化と国内外をつなぐ強力なシームレス物流網を形成する。

⑥ 総合的な外交力強化

- ・経済連携の推進、戦略的な援助の充実、対外発信力の発揮、資源・エネルギーの確保などの政府の対外的機能について、在外公館、マンパワー等の外交実施体制を中核とし、総合的な外交力を強化する。
- ・「平和協力国家」として、人間の安全保障を含め、国際社会において責任ある役割を果たす。平和構築分野の人材を育成する。G 8 北海道洞爺湖サミットや第 4 回アフリカ開発会議の成果を着実に実施し、アフリカ向け政府開発援助

⁶ 「アジア・ゲートウェイ構想」（平成 19 年 5 月 16 日）